明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇五）　一

〔告　示〕

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（**総務**二七九）　二

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件の一部を改正する件（**同**二八〇）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**二九四）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二九五）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二九六）

○平成二十四年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件（**文部科学**一一二）　四

○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（**厚生労働**四四〇）　五

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（**同**四四一）

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一八一二～一八三〇）

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（**経済産業**一六九）　六

○伝統的工芸品として指定した件の一部を改正した件（**同**一七〇）

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**国土交通**八〇八～八一七）　七

○指定自動車の型式を変更する旨届出があった件（**同**八一八～八二二）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**二六四、二六五）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一五五～一五七）　九

○斐伊川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**中国地方整備局**九八）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　一〇

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、証票無効関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他　二

省　令

○厚生労働省令第百五号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第八項において読み替えて準用する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第六項及び第七項、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条第九項及び第十項並びに国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）第三条第二項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二から第七十八条の四までを次のように改める。

（国民年金後納保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号。以下「平成二十四年年金確保支援法施行令」という。）第三条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名及び住所

二　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号。以下「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第二条第一項の規定により後納保険料を納付しようとする期間

三　基礎年金番号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）